

別表十(八)

13欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

④

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

別表十(八)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

円			円			
配当の額の計算	利益の配当の額	1	特定社債の発行をしいる場合の調整	特定社債の当期末残高	14	
	みなし配当の額	2		$(14) \times \frac{5}{100}$		15
	配当の額 (1)+(2)	3				
配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4		期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	16	
	前期繰越損失の額	5		$(15) - (16)$	17	
	減損損失の額	6		当期に償還した 特定社債の額の合計額	18	
	$(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	7		特定譲渡等により調達された 資金のうち特定社債の 償還に充てられた金額	19	
	配当可能利益の額 (4)-(5)-(7)	8		$(18) - (19)$	20	
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、(8)-(23)) (マイナスの場合は0)	9		損金の額に算入される 減価償却費の額	21	
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10		$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)	22	
(3)が(10)を超える場合の(3)の額	11	特定社債の発行を している場合の調整額 $(17) + (22) \times 2$		23		
所得金額合計 (別表四「34の①」)	12					
支払配当の損金算入額 (11)と(12)のうち少ない金額	13					

法 0301-1008

13欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の14第1項」
- ②区分番号に、「00396」
- ③適用額欄に、当該別表十(八)13欄の金額(円単位)を記載してください。